

売 払 調 書

事 項		確 認・添 付 書 類
1 売 払 区 分	借受者・落札者・その他 ()	
2 買 受 申 込 者	住 所 氏 名	住民票、印鑑証明書、法人登記簿抄本、議決書及び持分(分割)協議書
3 土地の表示及び概要	所在地 合計面積 (公簿) m ² (実測) 外 筆 位置、環境 m ² 交通機関 鉄道 線 駅から徒歩約 分 バス 系統 停留所から徒歩約 分 都市計画法上の規制内容 区域 市街化区域、市街化調整区域又はその他の区域 () 用途地域 第一種住居地域又は第二種住居地域、 準住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用地域 容積率等 建ぺい率 %、容積率 %	国有財産台帳、土地登記簿、位置図及び実測求積図
4 価 格	台帳価格 円 減額譲渡の規定の適用 有・無 所有権以外の権利等 有・無	国有財産台帳 土地区画整理清算金通知書等 減額適用関係証明書
5 代 金 納 入	即時払い予定年月日 平成 年 月 日 延納希望 有・無	公共団体等の売払申請書の写し及び予算書
6 貸 付 料	年額 円 平成 年度まで収納済み 平成 年度 月まで調定済み	徴収台帳 () 照合 納入告知書第 号
7 その他参考となる 事項		国土利用計画法第12条第3項の公告年月日 平成 年 月 日 損害金請求 円

国有財産売買契約書

売出人 国（以下「甲」という。）と買受人〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は、次のとおり。

所在地	区分	数量		摘要
				内訳は別紙のとおり

（売買代金）

第2条 売買代金は、金〇〇円（内訳は別紙のとおり。）とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第13条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が第4条に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付する。

5 甲は、乙が第4条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を国庫に帰属させることができる。

（代金の支払い）

第4条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入告知書により平成 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

（登記嘱託請求書等）

第5条 乙は、本契約締結の際にあらかじめ登録免許税相当額の印紙又は現金領収証書を添付した登記嘱託請求書を、甲に提出しなければならない。

(所有権の移転)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡しがあったものとする。

(危険負担)

第8条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(瑕疵担保)

第9条 甲は、本契約締結後、売買物件に隠れた瑕疵が発見された場合には、引き渡しの日から2年間に限り民法（明治29年法律第89号）第570条に規定する担保の責任を負う。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第10条 乙は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは同法の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならない。

(風俗営業等への使用の禁止)

第11条 乙は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、乙の第10条及び第11条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく、第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならないこと。

(1) 第12条に定める義務に違反したときは金（1割）円

(2) 第10条及び第11条に定める義務に違反したときは金（3割）円

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。
(属性要件に基づく契約解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第16条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第17条 乙は、第15条各号及び第16条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(返還金等)

第18条 甲は、第14条から第16条までに定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第19条 乙は、甲が第14条から第16条までの規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないことを認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害

賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。
また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第20条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

2 甲は、第15条及び第16条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

3 乙は、甲が第15条及び第16条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金の相殺)

第21条 甲は、第18条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第22条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第23条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第24条 本契約に関する訴えの管轄は、〇〇地方農政局所在地を管轄区域とする〇〇地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

売出人 国

契約担当官 印

買受人 住 所

氏 名 印

別紙

所在地（口座名）	区分	種目	構造	数量	減額前の評価額（時価）	売買代金

（記載要領）

相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

普通財産売払申請書

平成 年 月 日

地方農政局長 殿

住 所

氏 名

印

下記のとおり普通財産の売払いを受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

所在地	区分	種目	数量	売払希望 価 格	使用目的	摘要

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 耕作又は養畜の事業に供する売払いの場合は、(記載要領)の4の書類を添付してください。
- 3 申込人の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 4 必要に応じて申請物件の利用計画書、事業計画書、次に掲げる書類その他必要と認められる書類(印鑑証明書等)等を添付して提出してください。

(1) 公共団体の場合

- ① 公共団体の議決機関の議決を要する場合 議決書の写し

なお、執行機関の専決処分に属するものであるときは、その根拠となる条例の条項(土地改良法(昭和24年法律第195号)に定める土地改良区及び同連合並びに水害予防組合法(明治41年法律第50号)に定める水害予防組合法及び同連合にあっては、定款又は組合規約の写し)

- ② 予算措置を要する場合 経費の支出を明らかにした予算書

- (2) 法人の場合(上記(1)の場合を除く。)は、名称、住所及び代表者等を記載した登記事項証明書、資格証明書、定款並びに最近の損益計算書、貸借対照表、財産目録及び営業報告書(会社以外の法人にあっては、財産目録)

(3) 個人の場合

- ① 住民票の写し又は居住証明書

- ② 申請者が制限行為能力者である場合 法定代理人、成年後見人、保佐人若しくは補助人の同意書又は法定代理人が代理することを明示した書類

(4) その他

- ① 相手方の代理人が申請する場合 代理人であることを証する書面

- ② 監督官庁の許可又は認可を要するものである場合 許可書若しくは認可書(内認可書を含む。)若しくはその謄本又は許可若しくは認可があった旨の証明書

- ③ 利害関係人の同意を必要とするものである場合 同意書

- ④ 申請物件が土地、建物又は工作物である場合 申請物件の案内図

- ⑤ 減額売払い又は譲与の申請にあっては、その根拠となる法令の条項に該当することを証する書類

- ⑥ 延納の場合 納税証明書

- ⑦ 現に耕作又は養畜の事業に供している所有地、借入地、所有採草放牧地及び借入採草放牧地の面積並びに労働力及び機械装備の状況を記載した書面(「農地法関係事務処理要領」(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)別紙1の様式例第1号の1の別添・別紙など)

- ⑧ 申込者が団体であるときは、定款、寄附行為、規約並びに申込みに係る土地等につき耕作又は養畜の業務に従事すべき団体員の数及び管理方法

売 買 契 約 解 除 通 知 書

番 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 殿

契約担当官 印

平成 年 月 日付けをもって売買契約を締結した国有財産の売払いは、同契約書の第○条の
定めに従い、これを解除します。

記

国有財産の表示 合計 筆 m²

(記載要領)

相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表
者の氏名をそれぞれ記載する。

所有権移転登記嘱託請求書

平成 年 月 日

地方農政局長 殿

住 所
氏 名 印

平成 年 月 日付けをもって売買契約した下記財産の所有権の移転の登記の嘱託を願いたく、請求します。

- 1 財産の所在、区分、種目及び数量
- 2 登録免許税 金〇〇円 (又は免除)
- 3 売買代金納入年月日 平成 年 月 日
- 4 添付書類
(1) 住民票の写し (又は法人登記事項証明書) 1通
(2) 納税済領収書 1通 (又は収入印紙〇〇枚〇〇円)

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 氏名(法人にあっては代表者氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 3 添付書類の(2)は、登録免許税が課税される場合のみに添付するものとし、なるべく納税済証としてください。



登記嘱託書

登記の目的 所有権移転

原因 平成 年 月 日売買

権利者 ○○市○○町○○番○○号（住民票コード12345678901）
○○ ○○

義務者 農林水産省

添付書類 登記原因証明情報 住所証明書（※）

登記識別情報の通知を希望します。

平成 年 月 日 嘱託

○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

嘱託者 農林水産省

所管不動産登記嘱託職員

○○農政局長 ○○ ○○ [印]

連絡先の電話番号 000-0000-0000

担当者 ○○係 ○○ ○○

課税価格 金○○円

登録免許税 金○○円

不動産番号 0000000000000

不動産の表示

所在 ○○市○○町

地番 45番

地目 田

地積 678平方メートル

（記載要領）

住民票コードを記載した場合は、省略することができる。

様式例第15号の6の2

登記原因証明情報

1 当事者及び不動産

(1) 当事者

権利者 ○○市○○町○○番○○号
○○ ○○

義務者 農林水産省

(2) 不動産の表示

所	在	○○市○○町
地	番	45番
地	目	田
地	積	678平方メートル

2 登記の原因となる事実又は法律行為

- (1) 農林水産省は、○○○○に対し、平成 年 月 日、本件不動産を売りました。
(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、農林水産省から○○○○に移転しました。

平成 年 月 日 ○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

上記のとおり証明します。

嘱託者 農林水産省

所管不動産登記嘱託職員

○○農政局長 ○○ ○○ [印]

連絡先の電話番号 000-0000-0000

担当者 ○○係 ○○ ○○



登記嘱託書

登記の目的 買戻特約の登記
原因 平成 年 月 日買戻特約
売買代金 金〇〇円
契約費用 返還を要しない
期間 平成 年 月 日から10年間
権利者 農林水産省
義務者 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
〇〇 〇〇

添付書類 登記原因証明情報 承諾書 印鑑証明書

平成 年 月 日 嘱託
〇〇法務局（地方法務局） 〇〇出張所（支局） 御中

嘱託者 農林水産省
所管不動産登記嘱託職員
〇〇農政局長 〇〇 〇〇 [印]
連絡先の電話番号 000-0000-0000
担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

登録免許税 登録免許税法第4条第1項

不動産番号 00000000000000

不動産の表示

所在 〇〇市〇〇町
地番 45番
地目 田
地積 678平方メートル

様式例第15号の7の2

登記原因証明情報

1 当事者及び不動産

(1) 当事者

権利者 農林水産省
義務者 ○○市○○町○○番○○号
○○ ○○

(2) 不動産の表示

所在地 ○○市○○町
地番 45番
地目 田
地積 678平方メートル

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 国（農林水産省）は、○○○○に対し、平成 年 月 日、本件不動産を農地
法第○条の規定により売り払いました。

(2) 国（農林水産省）と○○○○は、(1)の契約と同時に次の買戻特約をしまし
た。

買戻特約の内容

売買代金 金○○万円
契約費用 返還を要しない。
期間 平成 年 月 日から10年間

平成 年 月 日 ○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

登記義務者 ○○市○○町○○番○○号
○○ ○○ 印

嘱託者 農林水産省
所管不動産登記嘱託職員
○○農政局長 ○○ ○○ [印]
連絡先の電話番号 000-0000-0000
担当者 ○○係 ○○ ○○



登記嘱託書

登記の目的 ○番付記○号買戻権抹消（平成 年 月 日受付第○○○○○号）

原因 平成 年 月 日買戻期間満了

権利者 ○○市○○町○○番○○号

○○ ○○

義務者 農林水産省

添付書類 登記原因証明情報

平成 年 月 日 嘱託

○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

嘱託者 農林水産省

所管不動産登記嘱託職員

○○農政局長 ○○ ○○ [印]

連絡先の電話番号 000-0000-0000

担当者 ○○係 ○○ ○○

登録免許税 金○○円

不動産番号 00000000000000

不動産の表示

所 在 ○○市○○町

地 番 45番

地 目 田

地 積 678平方メートル

様式例第15号の8の2

登記原因証明情報

1 当事者及び不動産等

(1) 対象となる買戻権の登記

平成 年 月 日受付第〇〇〇〇〇号
第〇番付記〇号の買戻特約

(2) 当事者

権利者 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
〇〇 〇〇
義務者 農林水産省

(3) 不動産の表示

所 在 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
地 番 45番
地 目 田
地 積 678平方メートル

2 登記の原因となる事実又は法律行為

買戻特約は、平成 年 月 日で買戻期間を満了した。

平成 年 月 日 〇〇法務局（地方法務局） 〇〇出張所（支局） 御中

上記のとおり証明します。

嘱託者 農林水産省

所管不動産登記嘱託職員

〇〇農政局長 〇〇 〇〇 [印]

連絡先の電話番号 000-0000-0000

担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

(記載要領)

- 1 売払い又は所管換(所属替)1件(通知書1枚又は受渡証書1枚)毎に1行とする。ただし、旧所有者の承継人各自に通知書を発行したときは、通知書の枚数にかかわらず1件とする。また、共有者に売払いしたときは、「土地の表示～控除額・減額」欄を一行にまとめ、売払価格の上欄に各人の持分を括弧書とする。
- 2 年度は、売買契約書又は売払通知書の締結(発行)月日による。(毎年度4月1日から3月31日まで)
- 3 管理区分欄は、貸付条項を記入する。(法第7条等農耕貸付け=7条継続、令35条第1項農耕貸付け=農耕、令35条第1項ただし書転用貸付け=転用、旧法9条等継続貸付け=継続、旧令15条の2農耕貸付け=15の2農耕、旧令15条の2転用貸付け=15の2転用、未貸付=未。)
- 4 認定年月日該当号数欄は、法47条の認定年月日及び令37条第1項の認定号数(1～3のいずれか)又は旧法80条第1項の認定年月日及び旧令16条第1項の認定号数(1～7のいずれか)を記入する。
- 5 売払通知書においては、売払通知書発行月日番号欄の発行月日の下に「売払期日」を括弧書する。
- 6 相手方住所・氏名欄は法人の場合は主たる事務所の所在地・名称及び代表者氏名を記載するものとし、氏名または名称及び代表者氏名の上に買受人の資格を記入する。(転用事業者=転、転用事業者以外の随意契約=随、落札者=入、旧所有者=旧、旧所有者の一般承継人=承。)
- 7 評価額欄は、売払区分にしたがって次のとおり記入する。
 - ① 法46条、法47条及び旧法第80条第1項……国有財産特別措置法等による減額を行う前の価格。なお、その価格が耕作権割合を控除したものであるときは、価格の上欄に耕作権割合を括弧書する。
 - ② 旧法第80条第1項……特殊事情の修正を行う前の価格(更地価格)
- 8 控除額・減額欄は、売払区分に従って次のとおり記入する。
 - ① 法46条、法47条及び旧法第80条第1項……国有財産特別措置法等による減額率及びその額を記入する。
 - ② 旧法第80条第1項……特殊事情による修正率及びその額
- 9 延納回数欄は、延納回数(1～5回)を○で囲み、一時払いについては斜線を引く。用途指定欄は、用途指定を付した場合にその指定期間(年数)を○で囲み、用途指定を要しないときは斜線を引く。
- 10 売払いの解除、取消等は朱書すること。(売買契約書締結年月日又は売払通知書発行年月日・番号・相手方氏名・土地の表示・公簿面積・売払価格を記入し、認定年月日欄に解除等の年月日を記入する。)
- 11 会計実地検査のため「他用途売払調書」を作成したときは、その欄外に「延納・用途指定・登記」の各欄を加えて売払簿に代えることができる。また、開拓財産にあっては、任意の様式を設けることができる。

売 払 報 告 書 (平成 年度)

〔 国有農地等
開拓財産 〕

地方農政局名

区分 県名	農地法第46条（改正法附則第8条第2項）該当売払				旧法第80条第2項該当売払								農地法第47条（改正法附則第8条第4項）及び旧法第80条第1項該当売払								E 農地法第47条及び旧法第80条第1項による所管換、所属替				合 計				
					A 特措法2条該当				B 特措法附則3項該当				C 転用事業者				D 競争入札・随意契約												
	種別	件数	面積	価格	種別	件数	面積	価格	種別	件数	面積	価格	種別	件数	面積	価格	種別	件数	面積	価格	種別	件数	面積	価格	件数	面積	価格		
県名					旧				旧				評				入				逆							/	
					承 ()				承 ()				簿				随				他								
	計	()			計	()			計	()			計				計				計								
合計					旧				旧				評				入				逆							/	
					承 ()				承 ()				簿				随				他								
	計	()			計	()			計	()			計				計				計								

(記載要領)

- 様式各欄の略号は、次のとおりとする。
 A、B欄の「特措法」＝廃止前の国有農地等の売払いに関する特別措置法
 A、Bの種別の「旧」＝旧所有者、「承」＝旧所有者の一般承継人
 C欄の「転用事業者」＝転用貸付相手方（公共団体等貸付省略売払い相手方を含む。）
 Cの種別の「評」＝評価売払い、「簿」＝取得原価売払い
 Dの種別「入」＝競争入札による売払い、「随」＝C以外の随意契約（隣地所有者、50万円以下のもの等）による売払い
 Eの種別「逆」＝旧所管省庁への逆所管換（所属替）、「他」＝逆所管換以外の所管換（所属替）
- この報告は、毎年度3月31日における売払簿に基づき作成する。
 （3月31日までに売買契約書、売払通知書を締結又は発行したものは、対価納入の有無、売払取消等にかかわらずすべて計上する。）
- 件数は、売買契約書、売払通知書1枚又は受渡証書1枚ごとに1件とする。ただし、「承」の件数は、承継人各自に通知書を交付しても通知書の枚数によらず、被買収者1名1件とし、承継人数を上欄に（ ）書する。
- 当該年度内の売払いの解約等は、その売払いのときの種別に従って、各種別の上欄に朱書する。（売払いの年度を問わない。）
- 国有農地等について様式例第15号の9による売払簿の写しを添付する。

様式例第15号の11 (カード式)

整理番号								整理簿番号	
<u>用途指定財産台帳</u>									
相手方の住所 及び氏名 (名称)		財産の所在地 (口座名)	区分	種目	数量	契約価格	契約時の 時 価 額	摘要	
契約担当官									
処理区分の適用条項									
契約年月日	年 月 日								
所有権移転年月日	年 月 日								
物件引渡年月日	年 月 日								
指定期日	貸付期間			計					
		売払金額、貸付料に関する事項							
指 定 用 途	当初	変更後	変更承認年月日及びその理由		売払代金の延 納担保及び付 保にかかる約 定				付保
									有 ・ 無
指 定 期 間	当初	変更後			違 約 金 に か か る 約 定	備 考			
買戻権の有無		有・無 (登記 年 月 日)							
報 告 書 等 提 出 状 況	提出期限	提出期限	提出期限	提出期限					
	提出日	提出日	提出日	提出日					
	提出期限	提出期限	提出期限	提出期限					
	提出日	提出日	提出日	提出日	完結 年 月 日				

(裏面)

調 査 ・ 監 査 ・ 指 導 事 績					
調査 年月日 監査	調査官 氏名 監査官	相手方の立会者指名	契約の履行状況	契約違反に対してとった措置	違反措置の履行状況
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(記載要領)

- 1 標題 () 内には、売払い、減額売払い、譲与、無償貸付け、減額貸付け及び貸付けの別を記入する。
- 2 「処理区分の適用条項」欄には、1の各場合にかかる適用条項を記入する。
- 3 「契約時の時価額」欄には、譲与又は貸付け(減額貸付けを含む。)の場合は、それぞれ見積価額又は評価額、減額売払いの場合は減額前の評価額、その他の場合は契約金額をそれぞれ記入し、減額貸付けの場合は、見積価額の下に()書として減額前の使用料を記入する。
- 4 「摘要」欄には、減額売払い又は減額貸付けの場合は減額率を、売払代金の延納特約をした場合は延納期限を、貸付けについては台帳価格等を記入する。
- 5 「売払金額、貸付料に関する事項」欄には、売払いの場合は、即納代金、延納代金及び貸付料等の納入期日及び金額を記入する。
- 6 「売払代金の延納担保及び付保にかかる約定」欄には、担保の種類、担保価値、被担保債権額、抵当権設定者、銀行名並びに付保金額及び保険会社名等を記入する。
- 7 「違約金にかかる約定」欄には、「普通財産に係る用途指定の処理要領について」(昭和41年2月22日付け蔵理第339号国有財産局長通知)第5の1及び2に定める違約金を記入する。
- 8 「備考」欄には、買戻特約等を付したものについて、その抹消登記を行った年月日等適宜必要な事項を記入する。
- 9 「完結」とは、用途指定期間が満了し、買戻し特約の登記を抹消したときをいう。なお、完結済のカードは別途保管する。
- 10 「調査、監査事績」欄には、調査官の調査、局監査官の監査の別にかかわらず管理処分担当職員が記入する。
- 11 「契約の履行状況」欄は、簡潔に記入する(用途指定違反又はそのおそれのあるものについては具体的に記入する。)
- 12 「契約違反に対してとった措置」欄には、契約違反の事実について相手方に対し注意、勧告その他とった措置の概要を記入する。

先着売払物件一覧

(農業目的の売払い関係)

物件 番号	所在地	区分	地目	現況	数量 (単位)	売払価格 (円)	申込受付期間		備考
							(自)	(至)	

(記載要領)

別紙1の第16の3の(1)のAにおいて第15の2の(1)のAに準じる場合は、「(農業目的の売払い関係)」を「(非農業目的の売払い関係)」に変更して記載する。